

令和7年度 市民税・県民税申告の手引き

申告受付期間

2月17日（月）～3月17日（月）（土・日・祝日を除く）

申告の手順

1. 令和7年度市民税・県民税申告書を作成してください。

1ページの「市民税・県民税の申告が必要な人」に該当する人は、2ページ以降の記入例等を参照のうえ、必要事項を記入してください。申告書は市のホームページでも作成できます。詳しくは、高崎市ホームページのキーワードで「市県民税の試算」を検索し、「住民税額シミュレーションシステム」をご利用ください。

左記のサイトは下のコードからもご覧いただけます。



2. 郵送での提出がおすすめです。

郵送で提出いただきますと、窓口で長時間お待たせすることがございません。1ページの「●申告書提出に必要なもの」や「●郵送による申告書提出」を参照のうえ、郵送してください。資料を添付していただければ、申告書の内容に不備があった場合でも、正しい内容に訂正させていただきますのでご安心ください。



●窓口で申告される方へ

- ・申告受付期間中は大変混雑します。お時間に余裕を持ってお越しください。
- ・医療費控除を受ける方は、「医療費控除の明細書」（13ページ）を作成してお越しください。

3. 税額の通知について。

税額が決定し、課税となる方には、6月中旬に納税通知書を発送します。

非課税の場合は通知されません。（非課税の要件については10ページをご参照ください。）

給与から特別徴収される方には勤務先を経由して、5月中旬に税額通知書が交付されます。

年の途中で申告等により税額が変更になった場合は月の下旬に変更通知が発送されます。

●お問い合わせ先：高崎市役所

■本庁 財務部市民税課

〒370-8501 高崎市高松町35-1
電話 (027) 321-1218(直通)

■新町支所 税務課

〒370-1392 高崎市新町3152-1
電話 (0274) 42-1236(直通)

■倉渕支所 税務課

〒370-3492 高崎市倉渕町三ノ倉303
電話 (027) 378-4523(直通)

■榛名支所 税務課

〒370-3392 高崎市下室田町900-1
電話 (027) 374-5110(直通)

■箕郷支所 税務課

〒370-3192 高崎市箕郷町西明屋702-4
電話 (027) 371-9051(直通)

■吉井支所 税務課

〒370-2192 高崎市吉井町吉井川371
電話 (027) 387-3114(直通)

■群馬支所 税務課

〒370-3592 高崎市足門町1658
電話 (027) 373-1214(直通)

切り取って封筒の宛名にご利用ください。

〒370-8501
群馬県高崎市高松町35-1
高崎市役所 市民税課 宛
(市県民税申告書在中)

令和7年度の市民税・県民税は、前年中（令和6年1月1日から令和6年12月31日まで）の1年間に得た所得に対して課税されますので、この間の所得額及び控除額について申告してください。

市民税・県民税の申告が必要な人

令和7年1月1日現在、高崎市に居住している人

ただし、次の(1)～(3)に該当する人を除きます。

- (1)税務署に所得税及び復興特別所得税の確定申告書を提出する（した）人
- (2)給与収入のみ（または公的年金等の収入のみ）で、支払先から高崎市に給与支払報告書（または公的年金等支払報告書）が提出されている人※1
- (3)給与収入と公的年金等の収入のみで、支払先から高崎市に給与支払報告書と公的年金等支払報告書がそれぞれ提出されている人※2

※1 支払報告書が提出されているか不明な人は、各支払先に確認してください。

※2 各種控除の内容に変更または追加がある人は申告が必要です。

◎前年中に所得がなかった人も申告してください

申告書裏面の「(1)前年中に所得がなかった人の記入欄」に記入します。

この申告は、国民健康保険税の算定や、各種福祉手当の受給判定及び所得・税金に関する証明書の交付などにも必要です。

●申告書提出に必要なもの

- 1 同封の申告書
- 2 個人番号（マイナンバー）を確認できる書類（個人番号カード、通知カード、個人番号記載の住民票）
※通知カード、個人番号記載の住民票の場合は、本人であることを確認できる書類（運転免許証、旅券、障害者手帳、顔写真付き社員証など）があわせて必要
※通知カードは、最新の情報と一致している場合に限り有効
- 3 前年中の所得を確認できる書類（源泉徴収票、雇用主の支払証明書、収支内訳書、帳簿など）
- 4 前年中に支払った金額を確認できる資料
社会保険料・国民年金保険料等については領収書など、生命保険料・地震保険料については控除証明書、医療費控除またはセルフメディケーション税制の明細書（セルフメディケーション税制の場合は一定の取組を明らかにする領収書などを含む）、寄附金受領証明書など
- 5 雑損控除を受ける人は、損害額のわかる書類（工事領収書・明細書など）
- 6 障害者控除を受ける人は、障害者手帳または証明書
- 7 学生の人は、学生証または在学証明書

●郵送による申告書提出（郵送先：〒370-8501 群馬県高崎市高松町35-1 高崎市役所 市民税課宛）

申告書を郵送で提出する場合は、次のことにご注意ください。

- 1 上記「●申告書提出に必要なもの」の2～7に該当する書類（写し）を必ず申告書に添付してください。
※添付していただいた資料は原則返却いたしません。
- 2 申告書に住所、氏名、生年月日、電話番号、必要事項を記入し、郵送してください。
- 3 申告受付書が必要な人は、返信用封筒に住所、氏名、郵便番号を記入し切手を貼って同封してください。

●留意事項

この申告書が送付された人でも、所得税及び復興特別所得税の納付が必要な人や還付を受けたい人などは、確定申告をする必要があります。

申告書の記入例

住所・氏名・フリガナ・生年月日・個人番号・電話番号・現住所・職業を記入してください。

令和7年度市民税・県民税申告書

この申告書には、令和6年中の内容を記入してください。

資料番号

(宛先) 高崎市長

受付印

年月日
提出

令和7年 1月1日 の住所	高崎市高松町〇〇番地	現住所	同左
フリガナ	タカサキ タロウ	個人番号	業種・職業
氏名	高崎 太郎	電話番号	〇〇小売
生年月日	明・大(略)・平・令 30年3月9日	お問い合わせ番号	

太枠の中のみ記入してください。(単位:円)

所得金額(円)	事業	営業等	(A) 収入金額	(B) 必要経費	(C) 専従者控除額	所得金額(A-B-C)	
			1	1,223,200	4,070,000	2,346,800	500,000
所得金額(円)	事業	農業				2	
		不動産				3	
所得金額(円)	事業	利子				4	
		配当				5	
所得金額(円)	事業	給与	1,800,000			6	
		専従者給与				6	
所得金額(円)	雑	公的年金等	2,500,000			7	
		業務				7	
所得金額(円)	雑	その他				7	
		総合譲渡				8	
所得金額(円)	一時	短期				8	短期+[(長期+一時)/2]
		長期				8	150,000
合計			1,000,000	200,000	500,000	300,000	9

収入金額のみ記入してください。
所得金額の計算は不要です。

所得から差し引かれる金額(円)	雑損控除	損害の原因	損害年月日	損害金額	補填される金額	災害関連支出の金額	所得から差し引かれる金額
所得から差し引かれる金額(円)	医療費控除	(A) 支払医療費		495,000	(B) 補填される金額		120,000
		医療費控除の特例 (セルフメディケーション)	医薬品購入費	(a)		医薬品購入費から差し引かれる金額	(b)
所得から差し引かれる金額(円)	社会保険料控除	国民健康保険	介護保険	後期高齢	国民年金	その他(源泉)	310,000
		310,000			168,480	278,100	13
所得から差し引かれる金額(円)	生命保険料控除	掛金の種類	支払掛金				
		新生命保険料の計	新個人年金保険料の計	介護医療保険料の計			60,000
所得から差し引かれる金額(円)	地震保険料控除	旧生命保険料の計	旧個人年金保険料の計	所得税の控除額			
		70,000		※			
所得から差し引かれる金額(円)	地震保険料控除	地震保険料の計	旧長期損害保険料の計	所得税の控除額			
		40,000	30,000	※			
所得から差し引かれる金額(円)	障害者控除	ひとり親・死別・離婚・生死不明・未帰還	勤労学生控除	学校名:			
		ひとり親(身体)・精神・知的 1級	認定書 普・特	配偶者や親族が障害者の場合は、裏面(7)に記入してください。			
所得から差し引かれる金額(円)	配偶者(特別)控除	配偶者の合計所得金額	40,000	裏面の「(7)配偶者や親族に関する事項」欄に必要事項を記入してください。			
		同一生計配偶者 (控除対象配偶者を除く。)					
所得から差し引かれる金額(円)	扶養控除	裏面の「(7)配偶者や親族に関する事項」欄に必要事項を記入してください。					

支払医療費、補填される金額のみ
記入してください。

各保険料の支払
った金額のみ記
入してください。

居住開始年月日	年月日	住宅借入金等 特別控除可能額	
寄附金控除 (所得税控除額)		所得税及び 復興特別所得税	14,294

基礎控除		21
合計	※	22

市申送付不要 確申案内済 証明希望

受付	精査	資料入力	検算
----	----	------	----

前年中に所得がなかった人は、この欄に必要な事項を記入してください。
(6ページ「所得がなかった人」参照)

(1) 前年中に所得がなかった人の記入欄

※該当する欄に/を記入してください。
なお、記入いただいた内容について調査させていただく場合もありますので、ご承知おください。

- | | |
|---|---|
| <input type="checkbox"/> 仕送りを受けていた又は扶養家族だった | <input type="checkbox"/> 預貯金で生活していた |
| <input type="checkbox"/> 遺族年金を受給していた | <input type="checkbox"/> 雇用保険(失業保険)等の給付を受けていた |
| <input type="checkbox"/> 障害年金を受給していた | <input type="checkbox"/> その他 |
| <input type="checkbox"/> 生活保護を受給していた | () |

(2) 事業(営業等・農業)、不動産所得の收支内訳 (単位:円)

種目	(営業等)・農業・不動産 該当に○	必 要 経 費	消耗品費	55,000	
収入	売上金額	必 要 経 費	損害保険料	10,000	
	家事消費・雑収入		減価償却費	379,800	
	計		① 4,070,000	給料賃金	
必要 経 費	売上 原価	必 要 経 費	地代家賃		
	期首棚卸		① 310,000	借入金利子	
	仕入金額		② 1,343,000	租税公課	
	期末棚卸		③ 270,000	計	⑤ 963,800
経 費	計(①+②-③)	④ 1,383,000	必要経費計(④+⑤)	⑥ 2,346,800	
	水道光熱費	252,000	専従者控除	⑦ 500,000	
	広告宣伝費	63,000	所得金額(①-⑥-⑦)	1,223,200	
	旅費交通費				
通信費	84,000				
修繕費	120,000				

(3) 給与収入の明細書

月	収入金額(円)	月	収入金額(円)
1		7	
2		8	
3		9	
4		10	
5		11	
6		12	
賞与等			
収入合計			
勤務先	名称		
	所在地		
	電話番号		

(4) 減価償却費の計算

* (4)の②欄は、平成19年3月31日以前に取得した資産の場合=①×0.9
平成19年4月1日以後に取得した資産の場合=①の数字をそのまま使用

(単位:円)

減価償却資産の名称等	面積又は数量(m ² ・台等)	取得年月	取得価格保証額①	償却の基礎となる金額②*	償却方法	耐用年数	償却率③	償却月数④	償却費⑤ =②×③×④/12	専用割合⑥	必要経費額 =⑤×⑥	未償却残高
軽自動車	1台	R6年4月	800,000	800,000	定額	4年	0.25	9月	150,000	60%	90,000	650,000
木造店舗	133.5m ²	H19年1月	7,000,000	6,300,000	旧定額	22年	0.046	12月	289,800	100%	289,800	1,783,600

(5) 事業専従者に関する事項

氏名	高崎 春美	続柄	子	生年月日	明・大 昭(平)	3年4月17日	専従者控除額(円)	500,000
個人番号	××××××××××××××××				明・大 昭・平	年 月 日		
氏名		続柄						
個人番号							専従者控除合計	500,000

(6)市・県民税を給与から差引きする人の給与・公的年金等に係る所得以外(令和7年4月1日において65歳未満の人は給与所得以外)の市・県民税の納税方法

- 給与から差引き 自分で納付

(7) 配偶者や親族に関する事項

※16歳未満(平成21年1月2日以降生)の扶養親族については、扶養控除額に含まれませんが、扶養されている場合は、必ず記入してください。

別居の配偶者・親族の氏名・住所

氏名	高崎 花子	続柄	妻	生年月日	明・大 平・令	34年5月20日	障害者控除	身・精・知 認定書	級 普・特
個人番号	××××××××××××××××				種類	特定・老人・一般・年少	同居別居	□同居□別居	調整控除
氏名	高崎 ハナ	続柄	母	生年月日	明・大 平・令	9年6月10日	障害者控除	身・精・知 認定書	級 普・特
個人番号	××××××××××××××××				種類	特定・(老人)・一般・年少	同居別居	□同居□別居	調整控除
氏名	高崎 一郎	続柄	孫	生年月日	明・大 昭(平)	30年10月8日	障害者控除	身・精・知 認定書	級 2 普・特
個人番号	××××××××××××××××				種類	特定・老人・一般・(年少)	同居別居	□同居□別居	調整控除
氏名		続柄		生年月日	明・大 昭・平・令	年 月 日	障害者控除	身・精・知 認定書	級 普・特
個人番号					種類	特定・老人・一般・年少	同居別居	□同居□別居	調整控除
氏名		続柄		生年月日	明・大 昭・平・令	年 月 日	障害者控除	身・精・知 認定書	級 普・特
個人番号					種類	特定・老人・一般・年少	同居別居	□同居□別居	調整控除

氏名	高崎 ハナ
住所	前橋市〇〇町××番地
氏名	
住所	

(8) 寄附金に関する事項

寄附先	団体名	金額(円)
都道府県・市区町村分 (特例控除対象)		
住所地の共同募金会、日赤支部分 都道府県・市区町村分(特例控除対象以外)		
条例指定分	都道府県	
	市区町村	

(9) 給与・年金収入の内訳

支払者の名称	種類	収入金額(円)
高崎〇〇工業	給与・年金	1,800,000
厚生労働省年金局	給与(年金)	1,500,000
〇〇組合	給与(年金)	1,000,000
	給与・年金	

所得金額

事業所得 (営業等・農業) 不動産所得	<p>◎営業等 製造業・販売業・飲食業・建設業・サービス業・外交員・医師・税理士・作家・俳優などの事業による所得。</p> <p>◎農業 農産物の生産、家畜の飼育などによる所得。</p> <p>◎不動産 不動産（アパート・貸家・駐車場など）の賃貸料や権利金などによる所得。</p> <p>※裏面の「(2)事業（営業等・農業）、不動産所得の収支内訳」欄に必要事項を記入してください。</p>
利子所得	<p>公社債及び預貯金の利子、公社債投資信託の収益の分配金などによる所得。源泉分離課税分は申告不要です。</p>
配当所得	<p>株式や出資金などの配当、投資信託の収益の分配金などによる所得。</p> <p>※<u>税制改正により、上場株式等の配当等・譲渡所得については、令和6年度（令和5年中）の申告からは、所得税と市民税・県民税について異なる申告方法を選択することはできません。ただし、上場株式等以外の配当等・譲渡所得については、確定申告で申告不要を選択しても、市民税・県民税申告が必要です。詳しくは、市民税課（直通：321-1218）までお問い合わせください。</u></p>
給与所得	<p>給料・賃金・賞与などによる所得（パート・アルバイト含む）。</p> <p>◎源泉徴収票がある場合 申告書裏面の「(9)給与・年金収入の内訳」欄に必要事項（源泉徴収票が複数ある場合は全てについて）を記入します。</p> <p>◎源泉徴収票がない場合 申告書裏面の「(3)給与収入の明細書」欄に各月の収入金額、勤務先等について記入します。</p>
雑所得	<p>①公的年金等 厚生年金・国民年金・共済年金・恩給などによる所得。 ※遺族年金・障害年金は非課税所得ですので、金額を記入する必要はございません。遺族年金または障害年金のみ受給されている方は、6ページ「所得がなかった人」を参照のうえ、必要事項を記入してください。</p> <p>②業務 副業に係る収入のうち営利を目的とした継続的なもの。事業によらない原稿料・印税・講演料などによる所得。(例：食料品の配達、シルバー人材センターの報酬など)</p> <p>③その他 ①、②以外のもの。生命保険契約等に基づく年金などによる所得。</p>
総合譲渡所得	<p>土地・建物以外の資産（機械、会員権、貴金属など）の譲渡による所得。 ※特別控除額は「短期」「長期」合わせて50万円。ただし、収入金額から必要経費を引いた残額を限度とし、その金額が赤字のときは0円となります。</p>
一時所得	<p>生命保険の満期返戻金、賞金や懸賞の当選金品、競馬や競輪の払戻金などによる所得。 ※特別控除額は50万円。ただし、収入金額から必要経費を引いた残額を限度とし、その金額が赤字のときは0円となります。</p>

所得から差し引かれる金額（所得控除）

雑損控除	<p>前年中に災害や盗難、横領により、住宅や家財などに損害を受けたとき。 《控除額》＝次の①・②のうち、多い方の金額 ①損失額（損害金額＋災害関連支出の金額－保険等の補填額）－総所得金額等×10% ②損失額のうち災害関連支出の金額－5万円</p> <p>【必要書類】被害を受けた資産、取得時期・取得価格のわかるもの、被害を受けた資産の取壊し・除去・修繕費用などのわかるもの、保険等で補填された金額のわかるもの等</p>
-------------	---

<p>医療費控除</p> <p>↑</p> <p>控除額が多い方を選択します</p> <p>↓</p> <p>医療費控除の特例 (セルフメディケーション税制)</p>	<p>前年中にあなたや生計を一にする親族のために支払った医療費が一定の金額以上あるとき。13ページ「医療費控除の明細書」を作成し、切り取って申告書とあわせて提出します。</p> <p>《控除額》＝支払った医療費－保険等の補填額－（総所得金額等×5%または10万円の少ない方）</p> <p>※最高限度額は200万円</p> <p>※総所得金額等×5%の計算において、小数点以下は切り捨てます。</p>
	<p>あなたが健康の保持増進や疾病の予防への一定の取組を行っていて、あなたや生計を一にする親族のために特定一般用医薬品等（スイッチOTC医薬品）を12,000円超購入したとき。14ページ「セルフメディケーション税制の明細書」を作成し、切り取って申告書とあわせて提出します。</p> <p>《控除額》＝特定一般用医薬品等購入費－12,000円 ※最高限度額は88,000円</p> <p>【必要書類】一定の取組を明らかにする領収書等</p> <p>※一定の取組とは</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保険者（健康保険組合・市町村国保等）が実施する健康診断（人間ドック等） ・市町村が実施するがん検診や健康増進事業として行う健康診査（骨粗鬆症検診等） ・予防接種（定期接種またはインフルエンザワクチンの予防接種） ・勤務先で実施する定期健康診断（事業主健診）
<p>社会保険料控除</p>	<p>前年中に支払った国民健康保険・後期高齢者医療制度・国民年金・厚生年金・介護保険・雇用保険・農業者年金などの保険料。生計を一にする親族が受け取る公的年金等から直接差し引かれる社会保険料は、あなたの社会保険料控除の対象にはなりません。源泉徴収票に記載された社会保険料控除額については、「その他」欄に記入し、（ ）内には「源泉」と書き入れます。</p> <p>《控除額》支払った保険料全額</p>
<p>小規模共済等</p>	<p>小規模企業共済法に規定する共済契約掛金（旧第二種共済契約を除く）、確定拠出年金法に規定する年金加入者掛金、心身障害者扶養共済制度等の掛金。</p> <p>《控除額》支払った掛金全額</p>
<p>生命保険料控除</p>	<p>あなたやあなたの親族を受取人とする一般生命保険料・個人年金保険料・介護医療保険料を支払ったとき。</p> <ol style="list-style-type: none"> ①平成24年1月1日以後に締結、更新等をした契約（新制度適用契約） ②平成23年12月31日までに締結した契約（旧制度適用契約） ③①と②両方の契約に係る控除がある場合：一般生命保険料・個人年金保険料については、「新契約のみで申告」「旧契約のみで申告」「新旧両契約を合計して申告」の3通りから有利な方法を選択できます。ただし、新旧両契約で申告する場合の最高限度額は28,000円です。 <p>※全体の最高限度額は合計で70,000円</p> <p>《控除額》9ページの計算表を参照してください</p>
<p>地震保険料控除</p>	<p>特定の損害保険契約等に係る地震等損害部分の保険料や、旧長期損害保険契約等に係る損害保険料の支払いがあったとき。</p> <p>《控除額》9ページの計算表を参照してください</p>
<p>ひとり親控除</p>	<p>次の要件に該当する方はひとり親控除が受けられます。ひとり親の欄に○を記入してください。</p> <ol style="list-style-type: none"> ①性別、婚姻歴にかかわらず、同一生計の子（総所得金額等が48万円以下）がいる方。 ②合計所得金額が500万円以下の方。 <p>※「子」は、他の者の同一生計配偶者または扶養親族である者を除きます。</p> <p>※事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる者がいる場合にはひとり親控除は受けられません。</p> <p>《控除額》30万円</p>
<p>寡婦控除</p>	<p>次のいずれかの要件に該当する方は寡婦控除が受けられます。死別・離婚・生死不明・未帰還の該当する欄に○を記入してください。</p> <ol style="list-style-type: none"> ①夫と死別もしくは離婚後婚姻していない方で、扶養親族を有し、かつ合計所得金額が500万円以下の方。 ②夫と死別後婚姻していない方で、合計所得金額が500万円以下の方。 <p>※事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる者がいる場合には寡婦控除は受けられません。</p> <p>《控除額》26万円</p>
<p>勤労学生控除</p>	<p>あなたが学生や生徒で、合計所得金額が75万円以下であり、自己の勤労によらない所得が10万円以下のとき。申告時に学生証や在学証明書を提示してください。</p> <p>《控除額》26万円</p>

障害者控除	あなたや同一生計配偶者（納税義務者と生計を一にする配偶者のうち、前年の合計所得金額が48万円以下の者）、扶養親族が障害者であるとき。申告時に障害者手帳または証明書を提示してください。 《控除額》9ページの計算表を参照してください
配偶者控除	あなたの前年中の合計所得金額が1,000万円以下で、生計を一にする前年中の合計所得金額が48万円以下の配偶者（「控除対象配偶者」という。内縁や他の者の扶養親族、事業専従者を除く）を扶養していたとき。申告書裏面の「(7)配偶者や親族に関する事項」欄に必要事項を記入します。 ※別居の場合は、申告書裏面の「別居の配偶者・親族の氏名・住所」欄の記入も必要です。 ※あなたの前年中の合計所得金額が1,000万円超であっても、生計を一にする前年中の合計所得金額が48万円以下の配偶者を扶養していた場合は、申告書表面の□同一生計配偶者欄にチェックを入れます。 《控除額》9ページの計算表を参照してください
配偶者特別控除	あなたの前年中の合計所得金額が1,000万円以下で、生計を一にする配偶者の前年中の合計所得金額が48万円超～133万円以下のとき、あなたの合計所得金額及び配偶者（内縁や他の者の扶養親族、事業専従者を除く）の合計所得金額に応じて、33万円を限度として配偶者特別控除が受けられます。申告書表面の「配偶者（特別）控除」欄に配偶者の合計所得金額を記入し、申告書裏面の「(7)配偶者や親族に関する事項」欄に必要事項を記入します。 ※別居の場合は、申告書裏面の「別居の配偶者・親族の氏名・住所」欄の記入も必要です。 《控除額》9ページの計算表を参照してください
扶養控除	生計を一にする配偶者以外の親族（他の者の扶養親族、事業専従者を除く）の前年中の合計所得金額が48万円以下のとき。申告書裏面の「(7)配偶者や親族に関する事項」欄に必要事項を記入します。 ※別居の場合は、申告書裏面の「別居の配偶者・親族の氏名・住所」欄の記入も必要です。 ※16歳未満の年少扶養親族についても必ず記入してください。市民税・県民税の算定においては、扶養控除の対象とならない年少扶養親族も含めた扶養親族数により均等割額と所得割額の非課税限度額が異なります（10ページの「市民税・県民税が課税されない人」参照）。 《控除額》9ページの計算表を参照してください
基礎控除	あなたの前年中の合計所得金額が2,500万円以下のとき、あなたの合計所得金額に応じて、43万円を限度として基礎控除が受けられます。 《控除額》9ページの計算表を参照してください

所得がなかった人

申告書裏面の「(1)前年中に所得がなかった人の記入欄」の該当する欄に「✓」を記入します。なお、記入いただいた内容について調査させていただく場合もありますので、ご承知おきください。

申告書裏面の記載事項

(4)減価償却費の計算

事業所得（営業等・農業）及び不動産所得のある人で、減価償却費を必要経費として計上する場合に必要な事項を記入します。耐用年数・償却率や計算方法等不明な点は、市役所までお問い合わせください。

平成19年3月31日以前に取得した資産	旧 定 額 法	取得価額×90%×旧定額法の償却率
	旧 定 率 法	未償却残高×旧定率法の償却率
平成19年4月1日以後に取得した資産	定 額 法	取得価額×定額法の償却率
	定 率 法	未償却残高×定率法の償却率 上記の金額が償却保証額に満たなくなった年分以後は、「改定取得価額×改定償却率」の算式による。

※平成19年3月31日以前に取得した資産で、償却可能限度額に達した場合は、その翌年以降5年間にわたって1円まで償却します。

(5)事業専従者に関する事項

生計を一にする親族（15歳未満の人や配偶者控除・扶養控除を受ける人を除く）が、1年のうち6ヶ月を超える期間を事業に専ら従事している場合、次の①・②のうち少ない方の金額を控除できます。

①事業所得の金額（専従者控除前）÷（事業専従者の人数+1）

②配偶者 86万円 その他の親族 50万円

(6)市・県民税を給与から差引きする人の給与・公的年金等に係る所得以外（令和7年4月1日において65歳未満の人は給与所得以外）の市・県民税の納税方法

希望する納税方法の□に「✓」を記入します。

(8)寄附金に関する事項

確定申告において寄附金控除の適用を受けている場合は、申告書表面左下の「寄附金控除（所得税控除額）」欄に控除された寄附金控除額を記入します。

確定申告書を提出せず、市民税・県民税申告における寄附金税額控除の適用のみを受けようとする場合は、申告書裏面の「(8)寄附金に関する事項」欄に必要事項を記入し、申告時に寄附金受領証明書を提示してください。なお、ふるさと納税ワンストップ特例制度の申請をした人が、確定申告書や市民税・県民税申告書（以下「申告書等」）を提出する場合は、この特例の適用を受けることができなくなるため、ふるさと納税について申告書等に記載して提出する必要があります。

その他

所得税及び復興特別所得税において住宅借入金等特別控除の適用を受けている場合

申告書表面左下の「居住開始年月日」欄を記入し、「住宅借入金等特別控除可能額」欄に所得税及び復興特別所得税において適用される住宅借入金等特別控除可能額を記入します。

所得税及び復興特別所得税額

前年分の所得税及び復興特別所得税額がある場合は、申告書表面左下の「所得税及び復興特別所得税額」欄に金額を記入します。なお、所得税及び復興特別所得税の還付を受ける場合や納付が必要な場合は、確定申告を行う必要があります。

分離課税所得、事業税の申告を行う場合

次の①・②に該当する人は、10ページの該当箇所に記入し、切り取って申告書と一緒に提出します。

①分離課税所得がある場合 「分離課税所得の内訳」欄を使用します。

○分離譲渡 土地・建物等の譲渡による所得です。

「短期」…譲渡した年の1月1日において所有期間が5年以下のもの。

「長期」…譲渡した年の1月1日において所有期間が5年を超えるもの。

○株式等の譲渡 株式などの有価証券の譲渡による所得です。

○先物取引 先物取引による所得です。

○山林 山林を伐採または立木のまま譲渡したことによる所得です。

○退職 退職に際し、勤務先から受ける退職金・一時恩給などによる所得です（市民税・県民税が特別徴収された退職所得は申告不要）。

②事業税 「事業税に関する事項」欄を使用します。

所得計算表

【給与収入金額から給与所得金額への計算方法】

給与収入金額 (A)	給与所得金額
～550,999円	0円
551,000円～1,618,999円	(A) - 550,000円
1,619,000円～1,619,999円	1,069,000円
1,620,000円～1,621,999円	1,070,000円
1,622,000円～1,623,999円	1,072,000円
1,624,000円～1,627,999円	1,074,000円
1,628,000円～1,799,999円	(B) × 60% + 100,000円
1,800,000円～3,599,999円	(B) × 70% - 80,000円
3,600,000円～6,599,999円	(B) × 80% - 440,000円
6,600,000円～8,499,999円	(A) × 90% - 1,100,000円
8,500,000円～	(A) - 1,950,000円

※ (B) は (A) を4,000で割り、小数点以下を切り捨てた額に4,000をかけた金額です。

【公的年金等収入金額から雑所得金額への計算方法】

年 齢	年金収入金額 (A)	年金以外の合計所得が 1,000万円以下の場合	年金以外の合計所得が 1,000万円超2,000万円以下の場合	年金以外の合計所得が 2,000万円超の場合
65歳以上 (昭和35年 1月1日 以前生まれ)	330万円未満	(A) - 1,100,000円	(A) - 1,000,000円	(A) - 900,000円
	330万円以上 410万円未満	(A) × 75% - 275,000円	(A) × 75% - 175,000円	(A) × 75% - 75,000円
	410万円以上 770万円未満	(A) × 85% - 685,000円	(A) × 85% - 585,000円	(A) × 85% - 485,000円
	770万円以上 1,000万円未満	(A) × 95% - 1,455,000円	(A) × 95% - 1,355,000円	(A) × 95% - 1,255,000円
	1,000万円以上	(A) - 1,955,000円	(A) - 1,855,000円	(A) - 1,755,000円
65歳未満 (昭和35年 1月2日 以降生まれ)	130万円未満	(A) - 600,000円	(A) - 500,000円	(A) - 400,000円
	130万円以上 410万円未満	(A) × 75% - 275,000円	(A) × 75% - 175,000円	(A) × 75% - 75,000円
	410万円以上 770万円未満	(A) × 85% - 685,000円	(A) × 85% - 585,000円	(A) × 85% - 485,000円
	770万円以上 1,000万円未満	(A) × 95% - 1,455,000円	(A) × 95% - 1,355,000円	(A) × 95% - 1,255,000円
	1,000万円以上	(A) - 1,955,000円	(A) - 1,855,000円	(A) - 1,755,000円

【所得金額調整控除】

次の2種類の調整額を総所得金額計算時に給与所得控除後の給与等の金額から控除します。

1 給与等の収入が850万円超で、次の①～③のいずれかに該当する場合

①本人が特別障害者である

②23歳未満の扶養親族がいる

③特別障害者である同一生計配偶者（合計所得金額48万円以下の配偶者）もしくは扶養親族がいる

（給与等の収入金額（1,000万円を超える場合は1,000万円）- 850万円）× 10%を給与所得控除後の給与等の金額から控除します（最大15万円）。

※所得金額調整控除の適用を受ける場合は、(7)配偶者や親族に関する事項に記入したのち、右下にある「調整控除」欄にチェックを入れます。

2 給与所得控除後の給与等の金額及び公的年金等に係る雑所得金額があり、給与所得控除後の給与等の金額と公的年金等に係る雑所得金額の合計額が10万円を超える場合

給与所得控除後の給与等の金額（10万円を超える場合は10万円）+ 公的年金等に係る雑所得金額（10万円を超える場合は10万円）- 10万円を給与所得控除後の給与等の金額から控除します。

※1の控除額がある場合には、1の控除後の金額から控除します。

所得控除計算表

【生命保険料控除額】

① 新制度（一般・介護医療・個人年金）		② 旧制度（一般・個人年金）	
支払保険料（A）	控除額	支払保険料（A）	控除額
12,000円以下	全額	15,000円以下	全額
12,001円～32,000円	$(A) \times 0.5 + 6,000$ 円	15,001円～40,000円	$(A) \times 0.5 + 7,500$ 円
32,001円～56,000円	$(A) \times 0.25 + 14,000$ 円	40,001円～70,000円	$(A) \times 0.25 + 17,500$ 円
56,000円超	28,000円	70,000円超	35,000円

※最高限度額 合計で70,000円

【地震保険料控除額】

	支払保険料（A）	控除額
①地震保険料	50,000円以下	$(A) \times 0.5$
	50,000円超	25,000円
②旧長期損害保険料	5,000円以下	全額
	5,001円～15,000円	$(A) \times 0.5 + 2,500$ 円
	15,000円超	10,000円

【障害者控除額】

	等級	控除額	同居(※)
特別障害者	身体1・2級、 精神1級、知的Aなど	30万円	23万円
一般障害者	身体3～6級、 精神2・3級、知的Bなど	26万円	

※特別障害者である同一生計配偶者や扶養親族で、あなたや配偶者、生計を一にする親族のどなたかとの同居を常としている場合に控除額に加算されます。

【配偶者控除額】

	あなた（納税義務者）の合計所得金額			
	900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下	1,000万円超
一般の控除対象配偶者	33万円	22万円	11万円	0円
老人控除対象配偶者 (昭和30年1月1日以前に生まれた人)	38万円	26万円	13万円	

【配偶者特別控除額】

配偶者の合計所得金額	あなた（納税義務者）の合計所得金額			
	900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下	1,000万円超
48万円超 100万円以下	33万円	22万円	11万円	0円
100万円超 105万円以下	31万円	21万円	11万円	
105万円超 110万円以下	26万円	18万円	9万円	
110万円超 115万円以下	21万円	14万円	7万円	
115万円超 120万円以下	16万円	11万円	6万円	
120万円超 125万円以下	11万円	8万円	4万円	
125万円超 130万円以下	6万円	4万円	2万円	
130万円超 133万円以下	3万円	2万円	1万円	
133万円超	0円			

【扶養控除額】

①特定扶養親族（平成14年1月2日以降、平成18年1月1日以前生まれ）	45万円
②老人扶養親族（昭和30年1月1日以前生まれ）	38万円
③同居老親等（②のうち同居している直系尊属）	45万円
④一般扶養親族（平成18年1月2日以降、平成21年1月1日以前生まれ 昭和30年1月2日以降、平成14年1月1日以前生まれ）	33万円

【基礎控除額】

あなた（納税義務者）の合計所得金額	控除額
2,400万円以下	43万円
2,400万円超 2,450万円以下	29万円
2,450万円超 2,500万円以下	15万円
2,500万円超	0万円

税額の計算

市民税・県民税・森林環境税が課税されない人

○均等割・所得割どちらも課税されない人（非課税）

- ・生活保護法による生活扶助を受けている人
- ・障害者、未成年者（平成19年1月3日以降生まれ）、寡婦またはひとり親で、前年の合計所得金額が135万円以下の人
- ・前年の合計所得金額が、以下の計算により求めた金額以下の人

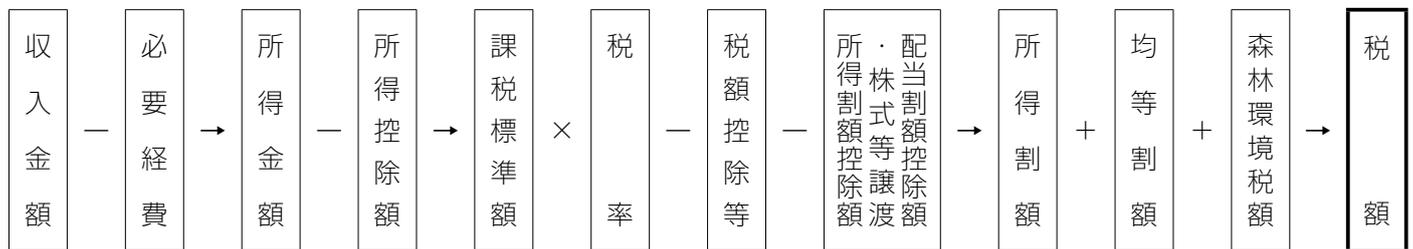
$$315,000円 \times (\text{同一生計配偶者} + \text{扶養親族の数} + 1) + 100,000円 + (\text{同一生計配偶者} \cdot \text{扶養親族がいる場合} 189,000円)$$

○所得割が課税されない人

- ・前年の総所得金額等が、以下の計算により求めた金額以下の人

$$350,000円 \times (\text{同一生計配偶者} + \text{扶養親族の数} + 1) + 100,000円 + (\text{同一生計配偶者} \cdot \text{扶養親族がいる場合} 320,000円)$$

市民税・県民税・森林環境税の計算方法



所得割額

区分	市民税	県民税
税率	6%	4%

均等割額

市民税	県民税
3,000円	1,700円

森林環境税

1,000円

※所得割額、均等割額及び森林環境税の税率、税額は令和7年度のものであります。

分離課税所得の内訳

(単位：円)

		収入金額	必要経費	差引金額	特別控除	所得金額	適用条文
分離譲渡	短期						
	長期						
株式等の譲渡	上場分						
	一般分						
先物取引							
山林							
退職	収入金額		勤続年数	種類	所得控除額	所得金額（1/2前）	
				普通・障害			

事業税に関する事項

事業所の所在地			
事業税の非課税所得	円	事業用資産の譲渡損失など	円
損益通算の特例適用前の不動産所得	円	開廃業年月日	年 月 日 (開・廃)

申告受付会場

【高崎市役所本庁】

期 日	時 間	受 付 場 所
2月17日(月)～3月17日(月) (土・日・祝日を除く)	午前8時30分～午後5時15分	市民税課2階 28番窓口

●お問い合わせ先：財務部市民税課 電話：(027) 321-1218(直通)

【本庁の出張受付】 受付時間：午前9時～午後1時30分 受付場所：下表のとおり

期 日	受付場所	期 日	受付場所	期 日	受付場所
2月19日(水)	西部公民館	2月28日(金)	倉賀野公民館	3月10日(月)	長野公民館
2月20日(木)	新高尾公民館	3月3日(月)	南八幡公民館	3月11日(火)	中居公民館
2月21日(金)	滝川公民館	3月4日(火)	片岡公民館	3月12日(水)	佐野公民館
2月25日(火)	北部公民館	3月5日(水)	岩鼻公民館	3月13日(木)	東部公民館
2月26日(水)	中川公民館	3月6日(木)	六郷公民館	3月14日(金)	豊岡公民館
2月27日(木)	京ヶ島公民館	3月7日(金)	八幡公民館		

【倉渕支所】

受付時間：午前8時30分～正午、午後1時～午後5時15分 受付場所：倉渕支所1階11会議室

期 日	区分	地 区 (午前)	地 区 (午後)	期 日	区分	地 区 (午前)	地 区 (午後)
2月17日(月)	1区	猿谷・明神・落合・下久保	田畑・石上・土城谷戸・原ノ谷戸	3月4日(火)	5区	下夕村・石津	本丸・相間川・上野
2月18日(火)		上ノ谷戸・綱取・高野谷戸	島山・相吉	3月5日(水)	6区	下平・元村・上宿	上権田・塚越
2月19日(水)	2区	森下・下宿上	下宿下	3月6日(木)		上ノ久保・水有・押平・鳴石	花輪・鉄火・高座
2月20日(木)		中宿・上宿	暖井	3月7日(金)	鷹ノ巣・月並・矢陸・赤竹	西ヶ渕・上ノ山・坊峰	
2月21日(金)	3区	相間・大谷戸	森・中尾	3月10日(月)	7区	堀ノ沢	中原・梨子本
2月25日(火)		中郷	下水沼	3月11日(火)		細谷戸・沼田・榎ノ木・木ノ下	元三沢・桑本
2月26日(水)	4区	蘭津・細入・築地	糺屋・鍛冶屋	3月12日(水)	8区	大島・長井(下・中)	長井(上)・本田・長井川西
2月27日(木)		七ツ石・石津	関沢・小高・山田	3月13日(木)		小倉・熊久保・亀沢	陣田・大反・相満
2月28日(金)	1～4区	指定日に都合がつかない人		3月14日(金)	5～8区	指定日に都合がつかない人	
3月3日(月)	5区	宮原・下道	新屋敷・上村・湯ヶ沢	3月17日(月)	1～8区	指定日に都合がつかない人	

●お問い合わせ先：倉渕支所税務課 電話：(027) 378-4523 (直通)

【箕郷支所】

受付時間：午前8時30分～正午、午後1時～午後5時15分 受付場所：箕郷支所3階第5会議室

期 日	地 区	期 日	地 区
2月17日(月)	ト神区、天神区、原中区	3月4日(火)	新屋敷区、今宮区
2月18日(火)	9区、10区、11区北、11区南	3月5日(水)	東区、生原2区
2月19日(水)	12区、13区	3月6日(木)	生原1区
2月20日(木)	14区、南区	3月7日(金)	生原中区
2月21日(金)	15区	3月10日(月)	1区、2区
2月25日(火)	下芝区	3月11日(火)	3区、4区
2月26日(水)	本村区、原山区、蟹沢区	3月12日(水)	金敷平区、松之沢区、新田上区
2月27日(木)	下善地区、中善地区、上善地区、駒寄区	3月13日(木)	北松原区、西松原区、東松原区
2月28日(金)	和田山区、白川区、白川辻区	3月14日(金)	指定日に都合がつかない人
3月3日(月)	本田上区、本田下区	3月17日(月)	指定日に都合がつかない人

●お問い合わせ先：箕郷支所税務課 電話：(027) 371-9051 (直通)

【群馬支所】

受付時間：午前8時30分～正午、午後1時～午後5時15分 (受付票を記入してから番号札をお渡します。)

受付場所：群馬支所1階101会議室

※(申告期間は、土・日・祝日を除く)毎週土曜日午前中の休日窓口業務は、納税と税務証明発行のみです。申告相談はできません。

期 日	地 区	期 日	地 区	期 日	地 区
2月17日(月) ～2月26日(水)	金古1区・金古2区 足門町南・足門9区 引間・稲荷台 棟高 観音寺東 菅谷 中里	2月27日(木) ～3月7日(金)	金古町四ツ家愛宕 金古町土俵 足門29区 後疋間・東国分 西国分・北原 三ツ寺 中泉・福島	3月10日(月) ～3月17日(月)	金古5区・金古6区 金古町諏訪 金古町王塚 足門町中央 塚田・冷水 観音寺 保渡田・井出

●お問い合わせ先：群馬支所税務課 電話：(027) 373-1214 (直通)

【新町支所】

受付時間：午前8時30分～正午、午後1時～午後5時15分 受付場所：新町支所本庁舎1階ホール

期 日	地 区	期 日	地 区	期 日	地 区
2月17日(月)	10区	2月27日(木)	7区	3月10日(月)	2区
2月18日(火)		2月28日(金)		3月11日(火)	
2月19日(水)		3月3日(月)		3月12日(水)	1区
2月20日(木)	9区	3月4日(火)	3月13日(木)		
2月21日(金)		3月5日(水)	3月14日(金)		
2月25日(火)		3月6日(木)	3月17日(月)	指定日に都合がつかない人	
2月26日(水)	8区	3月7日(金)	3区		

●お問い合わせ先：新町支所税務課 電話：(0274) 42-1236 (直通)

【榛名支所】

受付時間：午前8時30分～正午、午後1時～午後5時15分 受付場所：榛名支所3階大会議室

駐車場：滑川駐車場をご利用ください。

期 日	地 区	期 日	地 区
2月17日(月)	下室田1～3-2区	3月4日(火)	下里見宮谷戸区、下里見向井区 下里見仲通り区、下里見北村区
2月18日(火)	下室田3-3～6区		
2月19日(水)	下室田7-1～8区、中室田1区	3月5日(水)	下里見重谷戸区、下里見八丁目区、上大島区
2月20日(木)	中室田2～5区	3月6日(木)	里見地区
2月21日(金)	中室田7区、上室田1～3区	3月7日(金)	高浜中西部、高浜坂上、高浜東部
2月25日(火)	上室田4・5区、榛名山区	3月10日(月)	本郷奥原、本郷道場中郷、本郷蔵屋敷
2月26日(水)	室田地区	3月11日(火)	本郷新井下長、本郷東、本郷後側
2月27日(木)	上里見1～3、上里見本町1・2	3月12日(水)	白岩、十文字1・2区
2月28日(金)	上里見本町3、上里見仲町、 上里見下町1・2、上里見新井田中	3月13日(木)	宮沢1・2区、三ツ子沢、神戸
		3月14日(金)	久留馬地区
3月3日(月)	中里見1～4区	3月17日(月)	榛名地域全区

●お問い合わせ先：榛名支所税務課 電話：(027) 374-5110 (直通)

【吉井支所】

受付時間：午前8時30分～正午、午後1時～午後5時15分

受付場所：吉井支所2階202会議室(受付票を記入してから番号札をお渡しします。)

期 日	区 分	地 区	期 日	区 分	地 区
2月17日(月)	1区	東川内・西川内・中川内	3月4日(火)	13区、17区	高・上神保・下神保・西深沢・追辺野
2月18日(火)	1区	南川内・中央・本町	3月5日(水)	18区、23区	多比良西・多比良中・新堀・谷・向平・小暮
2月19日(水)	2区、6区	東組・中組・久伝・上組・新町・小棚	3月6日(木)	19区、21区、22区	石神・深沢・中島・黒熊・岩井
2月20日(木)	3区、14区	旧陣・下塩・上塩	3月7日(金)	24区	馬庭
2月21日(金)	4区、9区	下長根・塩川	3月10日(月)	25区、26区、30区	下岩崎・上岩崎・坂口・小根
2月25日(火)	5区	安坪・上ノ場・折茂・宿	3月11日(火)	27区～29区、33区	下奥平・中奥平・上奥平・東吉井団地
2月26日(水)	7区、20区	片山・小串	3月12日(水)	31区	かじ町
2月27日(木)	8区、15区	本郷・東谷・大沢・大判地	3月13日(木)	32区	西吉井団地
2月28日(金)	10区	上池・下池	3月14日(金)	34区～36区	南陽台1～3丁目
3月3日(月)	11区、12区、16区	矢田・多胡・松田	3月17日(月)	1区～36区	指定日に都合がつかない人

●お問い合わせ先：吉井支所税務課 電話：(027) 387-3114 (直通)

【所得税及び復興特別所得税についてのお問い合わせ先】

◎高崎税務署 〒370-8611 高崎市東町134-12 高崎地方合同庁舎 電話 (027) 322-4711(代表)

◇所得税・個人消費税・贈与税の確定申告会場

会 場 ビエント高崎(高崎市問屋町2丁目7番地)

※入場整理券のLINE事前発行を受けてからお越しください。

期 間 令和7年2月17日(月)から3月17日(月)まで(土、日及び祝日を除く)

ただし、3月2日(日)は開場します。

この期間中は、高崎税務署庁舎では、申告相談を行っていません。

時 間 受付 午前9時から午後4時まで

◇国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」をご利用いただくと自宅等で確定申告書が作成できますので、e-Taxで送信・書面で印刷して送付のいずれかでご提出ください。

